

観音寺市お試し移住体験における宿泊費の減額に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、観音寺市への移住を希望する者に対し、本市が設置する施設において宿泊に係る施設の使用料（以下「宿泊費」という。）の一部を免除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 現に香川県外に住所を有し、本市への移住を希望する者をいう。
- (2) お試し移住体験 市内で仕事又は住居を探す活動、地域住民との交流活動、生活体験活動等本市への移住を目的とした活動に伴い、本市が設置する施設に、1月4日から12月28日までの間のうち、連続して3日以上29日以内の間宿泊し、移住を体験することをいう。

(施設)

第3条 お試し移住体験をすることができる施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 観音寺市大野原交流センター（観音寺市大野原交流センター条例（平成17年観音寺市条例第22号）第2条に規定する観音寺市大野原交流センターをいう。次条において同じ。） 観音寺市大野原町大野原1267番地1
- (2) 観音寺市豊浜コミュニティセンター（観音寺市コミュニティセンター条例（平成17年観音寺市条例第125号）第3条に規定する観音寺市豊浜コミュニティセンターをいう。次条において同じ。） 観音寺市豊浜町姫浜55番地2

(宿泊費の減額)

第4条 市長は、移住希望者がお試し移住体験をするときは、観音寺市大野原交流センター条例第8条又は観音寺市コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、宿泊費について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができるものとする。

- (1) 観音寺市大野原交流センター 1部屋につき1泊当たり2,000円を超える額

(2) 観音寺市豊浜コミュニティセンター 1人につき1泊当たり2,000円を超える額
(申込み)

第5条 お試し移住体験における宿泊費の減額を受けようとする移住希望者は、観音寺市
お試し移住体験宿泊費減額利用券交付申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、
宿泊期間の初日から起算して7日前までに市長に申し込まなければならない。

(1) 移住希望者の現住所を証明できる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用券の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、お
試し移住体験をすることが適当であると認めるときは、観音寺市お試し移住体験宿泊費
減額利用券(様式第2号。以下「利用券」という。)を当該移住希望者に交付するもの
とする。

(利用券の提出)

第7条 第4条の規定により宿泊費の減額を受けようとする移住希望者(以下「利用者」
という。)は、施設を利用する際に利用券を提出しなければならない。

(活動報告書の提出)

第8条 利用者は、お試し移住体験が終了した日から起算して20日以内に観音寺市お試し
移住体験活動報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(減額の取消し)

第9条 市長は、利用者が第2条に規定する移住希望者の要件又はお試し移住体験の要件
を満たさないことが判明した場合は、お試し移住体験による宿泊費の減額を取り消すも
のとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、お試し移住体験による宿泊費の減額の取消しを受けたときは、既に納付し
た宿泊費と観音寺市大野原交流センター条例又は観音寺市コミュニティセンター条例で
定める宿泊費との差額を速やかに納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第44号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。